改正後	改正前
ニ　資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの ホ　［略］	⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの ニ　資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの ホ　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十一条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（資産の部の区分） **第三十七条**　［略］ 2　［略］ 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる資産　流動資産 ［イ～ト　略］ ［号の細分を削る。］ チ　［略］ ［二・三　略］ 四　次に掲げる資産　投資その他の資産 ［イ～ハ　略］ ニ　繰延税金資産	（資産の部の区分） **第三十七条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ト　同上］ チ　次に掲げる繰延税金資産 ⑴　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 ⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの リ　［同上］ ［二・三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　次に掲げる繰延税金資産 ⑴　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 ⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの ［ホ・ヘ　同上］
［ホ・ヘ　略］ 五　［略］ 4　［略］ （負債の部の区分） **第三十八条**　［略］ 2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一　次に掲げる負債　流動負債 ［イ～ヘ　略］ ［号の細分を削る。］	五　［同上］ 4　［同上］ （負債の部の区分） **第三十八条**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ト　次に掲げる繰延税金負債 ⑴　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの